

新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程

平成 28 年 5 月 12 日
新農委規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集人数)

第 2 条 選任する推進委員は、村内全域から推薦された者及び募集に応じた者とし、担当する地区ごとの定数は、次表のとおりとする。

地区名	その地区の区域	定数
戸来地区	旧戸来中学校の通学区域	1 人
小坂地区	旧小坂中学校の通学区域	1 人
川代地区	旧川代中学校の通学区域	1 人
西越地区	野沢中学校の通学区域	1 人

(推薦及び応募の資格)

第 3 条 推進委員に推薦され又は募集に応じることができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員選任予定日において、村の職員でないこと。ただし、特別職にある者はこの限りでない。

(推薦手続き等)

第 4 条 推進委員の推薦にあたっては、次の手続きを経るものとする。

- (1) 村内全域からの推薦にあたっては、村内に住所を有する農業者等 3 名以上が連名した「新郷村農地利用最適化推進委員推薦書（様式 1）」をもって推薦する。
- (2) 農業者の組織する団体が推薦するときは、「新郷村農地利用最適化推進委員推薦書（様式 2）」をもって推薦する。

2 前項に規定する推薦書は、新郷村農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(募集手続き等)

第 5 条 推進委員の募集にあたっては、次の手続き等を通じて、村内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 村ホームページへの掲載
- (3) その他会長が必要と認める手続き等

2 募集に応じる者は、「新郷村農地利用最適化推進委員応募書（様式 3）」に、必要事項を記載し、会長に提出するものとする。

(公表)

第 6 条 会長は、推進委員の推薦及び募集期間を公表するとともに、推薦及び募集の中間並びに期間終了後に、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、年齢、職業等を遅滞なく村掲示板及び村ホームページで公表するものとする。

(候補者の選考)

第 7 条 第 4 条及び第 5 条の規定に基づき推薦又は募集に応じた者が、第 2 条に規定する定数を上回る場合は、別に定める「新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱」の規定に基づき選考する。

(委員の選任)

第8条 会長は、前条の規定による選考により、候補者が決定したときは、農業委員会総会において推進委員を決定し委嘱するものとする。

(欠員の補充)

第9条 推進委員について、解嘱、失職及び辞任により欠員が生じたときは、その推進委員が担当する地区から、この規程に定める手続きに基づき、推進委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行時期)

この規程は、平成28年5月12日から施行する。